

広報

# ほろがな

2023年

6

No.810



幌加内町

検索

[表紙] 細川雅弘町長～初登庁～



この度の幌加内町長選挙において町民の皆様を始め、各方面の力強いご支援を賜り無投票当選の栄に浴し引き続き3期目の町政運営の重責を担わせていただくことになりました。

当選の喜び以上に各分野で課題が多い中、大きな責任を感じているところであります。

町長としての基本的な考え方は8年前と同じで「クリーンく公平で公明な・グリーンく幌加内の大自然を生かして・スクリーンくふるいをかけて洗練された政策」の3本柱であります。

町長3期目に向けて所信の一端を申し上げます。

### ■安全で安心できるまちづくり

地方自治の原点でもあります「住民福祉」の向上のため、今現在、本町に住まわれて頑張っている方が安心して住める「ふるさと幌加内」にするため・医療・福祉・介護の充実強化を始め、教育や子育ての環境整備も進めてまいります。

また、各分野におけるスタッフの確保も重要な課題であります。様々なネットワークを生かして課題解決をしてまいります。

### ■インフラ整備の促進

あえてインフラ整備の促進を述べさせていただきますが、現在本町において、かつてない大規模な国直轄の治水事業であります「雨竜ダム再生事業」が調査事業から工事着手に向けて大きく動きます。事業所の誘致を実現することによる経済効果をはじめ、北海道においても流域治水対策として、国と連動しダム直下の北海道管理河川の整備が始まります。

本町開闢以来、先人たちが水害と闘いながら切り開いてきた大地・農地を守り次世代に引き継ぐためにも事業の円滑な推進を図るとともに工事促進に向けて要請してまいります。

また、懸案であります道道旭川幌加内線の江丹別峠改良事業も大きな予算が計上されました。引き続き早期完成を目指して関係機関に強く要請をしてまいります。

### ■本町の魅力発信

本町には「ほろかないそば」「朱鞠内湖」「幌加内高校」など、大きなポテンシャルを秘めたものがあります。本年度採択となりました「地方創生テレワーク型交付金」による拠点整備で、コロナ禍で足踏みを余儀なくされた本町の魅力を道内外に大いに発信して、幌加内ってどこ？から、あの幌加内！と云っていただけるよう、関係人口・対流人口の増加を図ってまいります。この魅力発信が「ふるさと納税」の増加や、2期目の公約に掲げて未だ実現していない山村留学にもつながるものと確信しております。

以上、極めて簡潔に述べましたが、この3点を着実に実現することが本町の活性化につながるものです。初心に帰り様々な課題に真摯に向き合い、持続可能な「ふるさと幌加内」を構築し次世代につなげるまちづくりを目指します。

町民の皆様には、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。町長就任のご挨拶とさせていただきます。

# 幌加内町議会議員の紹介

(掲載内容) 氏名、年齢、党派、現・新、当選回数

任期満了による幌加内町議会議員選挙は、4月23日(日)に行われ、次の9名が当選されました。  
※紹介順は議席番号順となっております。

**9. 小川 雅 昭**

73歳 無 現 当選5回



**8. 蔵 前 文 彦**

51歳 無 現 当選2回



**7. 藤 井 祐**

38歳 無 現 当選2回



**6. 稲 見 隆 浩**

41歳 無 現 当選3回



**5. 中 川 秀 雄**

73歳 共 現 当選9回



**4. 中 村 雅 義**

68歳 無 現 当選7回



**3. 小 関 和 明**

74歳 無 現 当選4回



**2. 寺 崎 嘉 男**

62歳 無 新 当選1回



**1. 中 南 裕 行**

68歳 無 現 当選2回





## 春の交通安全町民集会

春の交通安全町民集会及び交通安全啓発パレード並びに林野火災予防パレードが5月19日（金）に開催されました。

町交通安全推進委員長である細川町長より「本パレードで町民の皆さまに十分に啓発をしていただき、今年1年、無事故無火災に努めていきましょう」とあいさつ。また参加者を代表し、町商工会青年部支部長の稲見昌彦（まさひこ）さんが交通安全宣言を行いました。



## 消防団に総務大臣より感謝状

幌加内町消防団に令和4年度総務大臣感謝状が贈呈され、4月20日（木）、幌加内町役場において土別地方消防事務組合消防長より伝達されました。

消防団員の確保等に積極的に取り組む消防団に対し、総務大臣より贈呈されるもので、令和3年度に引き続き2年連続での受賞となりました。

なお、幌加内町消防団では地域の安心・安全を守るため消防団員を募集しておりますので、ご応募をお待ちしています。



## スマートフォン（スマホ）操作相談の実施

令和5年5月16日（火）に高齢者コミュニティセンター（幌加内市街）で、旭川ケーブルテレビ（株）社員の方2名を相談員として、スマホ等の操作相談を実施して頂きました。

当日は、6名の方が訪れ各種アプリ（Facebook等）の使い方などを相談されていました。

ご感想を聞いた所、大変参考になり満足されていた模様ですので、今後も引き続き開催したいと予定しております。

### 【お問合せ先】

幌加内町役場 総務課 危機対策係

☎ 0165-35-2121



## 副町長 就任挨拶



### 副町長 大野 克彦

この度、副町長の職を再び拝命いたしました。

もとより浅学非才で、その器ではありませんが、生まれ育てていただいた郷土、幌加内町の発展ため、微力ではありますが

が今までの経験を生かし、さらに研鑽を重ね全力を尽くす覚悟でございます。

本町は、過疎化、少子高齢化が進む中、基幹産業の農業、また商工、観光等の産業振興、介護福祉の充実、加えて情報社会の急速な変化への対応など多くの課題を抱えております。細川町長を支え、「町民福祉の向上」、「持続可能な幌加内の構築」を実現するため、誠心誠意力を注ぐべく、決意を新たにしているところであります。

何卒、関係各位、町民の皆様のご指導とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げご挨拶いたします。

## 5月14日出没のヒグマ駆除対応について

5月14日に興部町から朱鞠内湖へ遊漁に来ていた男性が行方不明となり、警察と連携しながら捜索を開始し、無事救出を願っておりましたが、残念ながらご遺体での発見となりました。

改めまして、亡くなられました方・ご遺族に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心より哀悼の意を表する次第です。

この事件は目撃情報などにより付近に生息するヒグマが関与していると考えられたことから、二次災害を警戒しながらの捜索となりました。捜索開始直後に現場近くにヒグマがいることが確認され、捜査は一時中断されました。自然との共生を掲げる本町としては安易なヒグマ駆除は慎むべきと存じますが、

- 1 捜査状況や、目撃情報などにより、ヒグマに襲われた可能性が高く、また、ヒグマが餌を隠すための土饅頭と思われる形跡もドローンによる上空からの撮影で確認できたこと
- 2 ヒグマの生態に詳しい方のアドバイスでは、ヒグマが当該箇所に居続けるのは個体の大きさにもよるが、2～3日くらいまでではないかとのこと
- 3 ヒグマに対し、大音量等による威嚇をしても全く動じなかったという事実を確認したこと
- 4 現場は本町の最北部の集落にも近く、極めて危険なヒグマを野放しにするのは、事故現場近くの住民の生命に更なる危害を及ぼす恐れがあること

以上の観点から町としてヒグマ駆除の判断に至ったところです。

結果、関係機関、ハンターの皆様のご尽力により、15日午後3時35分にヒグマの死亡が確認されました。

その後、19日午後の警察発表により、ご遺体と駆除したヒグマの胃の内容物を分析した結果、行方不明になった方とのDNAが一致し、身元の特定と死因はヒグマの襲撃による全身多発外傷と判明致しました。

早期に被害者を襲撃したヒグマの駆除ができましたのは、ハンターの皆様のご協力と様々なタイミングが合わさり実現できたものであり、付近の町民を含め、安堵したところであります。

しかしながら、尊い命が失われた痛ましい事故であり、この事実を真摯に受け止め、今後同じことが二度と繰り返されないため、関係機関と連携を強化しながら安全対策を講じてまいる所存です。

幌加内町長 細川 雅弘

## 山菜採りなどで野山に入る際は、 次のことを心がけるようお願いいたします。

- ① 食べ物やゴミは必ず持ち帰る。
- ② 一人では野山に入らず音を出しながら歩く。
- ③ 野山に入る際はクマスプレーを携帯する。
- ④ 事前にヒグマの出没情報を確認する。
- ⑤ 薄暗いときには行動しない。
- ⑥ フンや足跡を見たら引き返す。

ヒグマを目撃したときは、役場産業課または警察にご連絡ください。

### 【お問い合わせ】

役場産業課 農林振興係 ☎35-2122

# ご厚志に感謝します

◆ふるさと納税◆ ～ 4月分の寄付申出状況 ～

4月分の申出状況は《212件》ありました。たくさんの応援メッセージが  
幌加内町の力になり励みになります。※広報掲載希望者のみ掲載させていただいております。

|        |                  |     |        |         |      |
|--------|------------------|-----|--------|---------|------|
| 4月 2日  | 小林 宏平 様          | 東京都 | 4月 12日 | 大木 真一 様 | 三重県  |
| 4月 4日  | 豊福希巳枝 様          | 東京都 | 4月 15日 | 河津 華衣 様 | 兵庫県  |
| 4月 5日  | 橋本 亨 様           | 千葉県 | 4月 15日 | 石崎 真吾 様 | 奈良県  |
| 4月 5日  | Ali ShaikhJobe 様 | 東京都 | 4月 16日 | 齋藤 嘉一 様 | 静岡県  |
| 4月 7日  | 木下 誠一 様          | 北海道 | 4月 16日 | 福見 勉 様  | 東京都  |
| 4月 8日  | 池内 英二 様          | 北海道 | 4月 16日 | 藤森 林 様  | 長野県  |
| 4月 9日  | 中村 直記 様          | 東京都 | 4月 21日 | 山下 暁子 様 | 北海道  |
| 4月 10日 | 大成 晋平 様          | 広島県 | 4月 22日 | 平田 義和 様 | 北海道  |
| 4月 10日 | 尾形 雅樹 様          | 東京都 | 4月 25日 | 石井九美雄 様 | 奈良県  |
| 4月 10日 | 加登住 眞 様          | 東京都 | 4月 25日 | 上野 草太 様 | 宮城県  |
| 4月 10日 | 小山 祐未 様          | 東京都 | 4月 25日 | 笠原 佑亮 様 | 東京都  |
| 4月 10日 | 西尾 史郎 様          | 富山県 | 4月 26日 | 斉藤 一真 様 | 埼玉県  |
| 4月 11日 | 藤木 健司 様          | 長崎県 | 4月 27日 | 白野 哲 様  | 東京都  |
| 4月 12日 | 矢越 常弘 様          | 静岡県 | 4月 28日 | 森 茂樹 様  | 愛知県  |
| 4月 12日 | 幡中 伸一 様          | 兵庫県 | 4月 29日 | 浅田 英嗣 様 | 愛知県  |
| 4月 12日 | 中堀 昌人 様          | 宮城県 | 4月 30日 | 米山 優斗 様 | 神奈川県 |



2023年6月



幌加内せいわ温泉ルオント

イベントカレンダー

| 日                                     | 月                                                                                                                                                                                                                                      | 火              | 水         | 木              | 金                                     | 土                                     |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-----------|----------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
|                                       |                                                                                                                                                                                                                                        |                |           | 1<br>平日ランチフェア  | 2<br>十割そばフェア<br>☞ 誰でも Day (スタンプ2倍)    | 3<br>十割そばフェア<br>☞ レディース Day (スタンプ2倍)  |
| 4<br>十割そばフェア<br>☞ ファミリー Day (スタンプ2倍)  | 5<br>平日ランチフェア                                                                                                                                                                                                                          | 6<br>平日ランチフェア  | 7<br>定休日  | 8<br>平日ランチフェア  | 9<br>平日ランチフェア<br>☞ 誰でも Day (スタンプ2倍)   | 10<br>十割そばフェア<br>☞ レディース Day (スタンプ2倍) |
| 11<br>十割そばフェア<br>☞ ファミリー Day (スタンプ2倍) | 12<br>平日ランチフェア                                                                                                                                                                                                                         | 13<br>平日ランチフェア | 14<br>定休日 | 15<br>平日ランチフェア | 16<br>平日ランチフェア<br>☞ 誰でも Day (スタンプ2倍)  | 17<br>十割そばフェア<br>☞ レディース Day (スタンプ2倍) |
| 18<br>十割そばフェア<br>☞ ファミリー Day (スタンプ2倍) | 19<br>平日ランチフェア                                                                                                                                                                                                                         | 20<br>平日ランチフェア | 21<br>定休日 | 22<br>平日ランチフェア | 23<br>平日ランチフェア<br>☞ 誰でも Day (スタンプ2倍)  | 24<br>十割そばフェア<br>☞ レディース Day (スタンプ2倍) |
| 25<br>十割そばフェア<br>☞ ファミリー Day (スタンプ2倍) | 26<br>平日ランチフェア                                                                                                                                                                                                                         | 27<br>平日ランチフェア | 28<br>定休日 | 29<br>平日ランチフェア | 30<br>平日ランチフェア<br>☞ ルオント Day (スタンプ5倍) |                                       |
|                                       | ルオント公式 HP<br><br>スタンプDAY内容:<br>◎ファミリーDAY:家族全員 ◎レディースDAY:女性全員 ◎誰でもDAY/ルオントDAY:入浴者全員<br>※他のスタンプDAYおよび割引、サービスとの併用不可 ※スタンプの押印は有料入館者に限る<br>◎入浴料金:大人¥500、小学生¥250、未就学児無料 館内禁煙 Wi-Fi・足湯(無料)<br>※イベント、お知らせ、記載内容については予告なく変更する場合がございます。予めご了承ください。 |                |           |                |                                       |                                       |

【ルオントからのお知らせ】

**そばの里ランチフェア**  
1日20食限定・昼の部のみ  
11:30～14:00  
【平日】  
なめ茸梅おろしそば(冷)  
¥1,100(税込)

【土日祝】雪蔵十割蕎麦  
¥900(税込)



**幌加内町物産館**  
**イトインのご紹介**  
10:00～17:00 火曜定休  
そば蜜サンデー  
¥400(税込)

ソフトクリーム  
(バニラ・くま笹・ミックス)  
¥350(税込)  
そばの実おからドーナツ  
1個 ¥130(税込)  
5個 ¥600(税込)

**蕎麦処まる店**  
6月7日(水)より営業開始  
11:30～14:30(LO14:00)  
※10月中旬までの毎週水曜のみ営業。

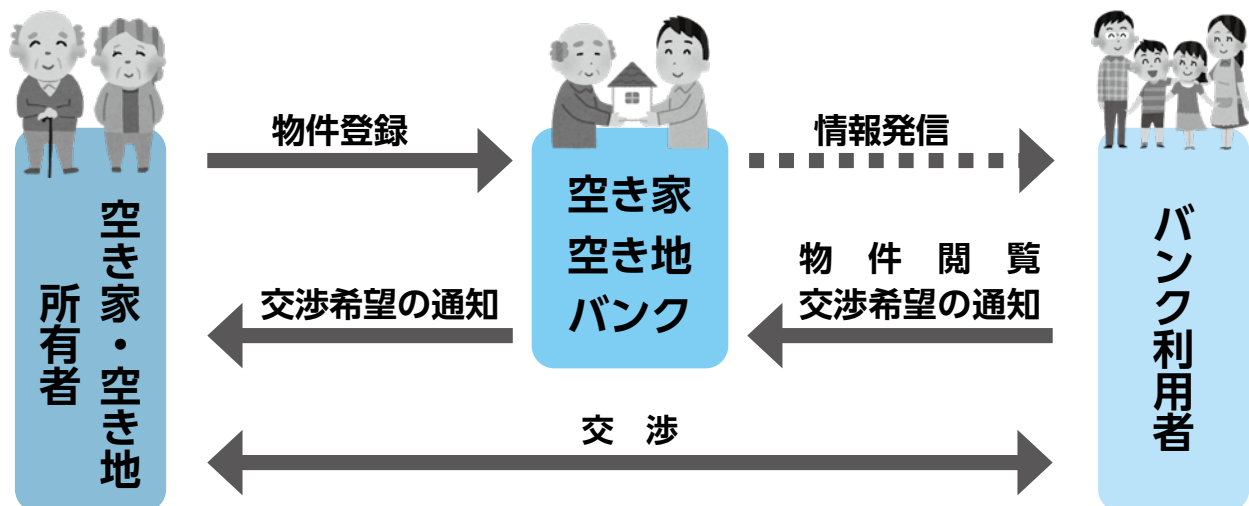
【お問合せ】  
せいわ温泉ルオント  
電話:0165-37-2070  
10:00-21:00 水曜定休

## 空き家・空き地バンク

幌加内町では、町内に存在する空き家・空き地の有効活用と定住促進による地域の活性化を図ることを目的とし「幌加内町空き家・空き地バンク」制度を設けています。(以下、「空き家等」という)

町内の空き家等情報を広く公開し、空き家等を探している人への情報を届けることで利活用を促進しています。

あなたの住まなくなった家や住宅等を建てるのに適した空き地を  
空き家・空き地バンクに登録しませんか？



町内に住宅や住宅地等に適した空き地をお持ちの方で、売却・賃貸を希望される方は、「幌加内町空き家・空き地バンク」へ、ご登録ください。

※町は、交渉や契約には関与しません。

### 【お問い合わせ】

地域振興室 ☎0165-35-2121

## 税務職員募集

札幌国税局では、国税局や税務署において、税のスペシャリストとして活躍する税務職員を募集しています。

2023年度の採用試験の概要は次のとおりです。

### 1 受験資格

- (1) 令和5年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者
- (2) 令和6年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者

### 2 申込受付期間（インターネット申込み）

6月19日(月) 午前9時～6月28日(水) (受信有効)  
申込専用アドレス

<https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

※ インターネット申込みができない場合

受検を希望する第1次試験地を所轄する国税局にお問い合わせください。

3 第1次試験【基礎能力試験、適性試験、作文試験】  
9月3日(日)

4 第1次試験合格者発表日  
10月5日(木)

5 第2次試験【人物試験、身体検査】  
10月11日(水)～10月20日(金)のうち指定する日

6 最終合格者発表日  
11月14日(火)

### 7 選任方法

御不明な点は、札幌国税局人事第2課採用担当 (☎011-231-5011 内線2315) 又は最寄りの税務署(総務課)にお尋ねください。





物価高騰等対策特別支援事業

# ◆北海道◆ お米・牛乳 子育て応援事業

北海道は、食料品などの物価高騰の影響を受けている子育て世帯の負担軽減と道産品の消費拡大を図るため、平成17(西暦2005)年4月2日から令和5(西暦2023)年9月30日までにお生まれの子ども(対象児童)がいる北海道内の世帯に商品券等をお届けします。

申請が必要  
です!



電子クーポンは  
電子申請のみ申請可能

＜対象児童＞  
平成17(西暦2005)年  
4月2日から  
令和5(西暦2023)年  
9月30日までに  
お生まれの子ども

**支給品** 支給対象の世帯ごとに、次のいずれか1つ ※1世帯あたり1回限り

## 商品券

「おこめギフト券」または「おこめ券」  
6,160円相当分(440円×14枚)と  
「牛乳贈答券」  
2,000円相当分(200円×10枚)  
＜8,160円相当分＞



※市販の商品券のため在庫状況によっては発送まで  
2ヵ月程度要する場合がありますのでご注意ください

## 電子クーポン

北海道産の「米」と「牛乳」を  
購入できる電子クーポン  
＜8,160円相当分＞  
利用期限:  
令和6年1月21日(日)まで  
※電子申請の方のみ申請可能



## 北海道米セット

ゆめぴりか(5kg)2袋・ななつぼし(5kg)  
＜8,160円相当分(送料含む)＞  
①精米セットまたは②無洗米セット  
どちらか1セット



①精米セット ②無洗米セット

**支給対象** 申請日において次のいずれかに該当

- ①道内で対象児童と同居している世帯
- ②道内で対象児童だけで構成する世帯
- ③保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯

※「対象児童」とは、平成17(西暦2005)年4月2日から令和5(西暦2023)年9月30日までに生まれの子ども  
※「世帯」とは、住民および生計を共にする方の集まり、または、独立して住居を維持・もしくは独立して生計を営む単身者  
※「保護者」とは、父母、養父母、未成年後見人、監護の長、置養等、対象児童を親に監護する方

**申請期間** 令和5年5/10水～9/30土まで ※郵送の場合は当日消印有効

※令和5年8月1日(火)から9月30日(土)までにお生まれの新生児を対象に申請する場合の申請期限は令和5年10月31日(火)まで

**申請方法** 電子申請 または 郵送申請

●送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請  
をおすすめします。



電子申請は  
スマホ  
が便利!

【お問い合わせ先】  
北海道お米・牛乳子育て応援事業事務局  
コールセンター

TEL.011-350-7371

受付時間：9:00～17:00(年末年始を除く)

くわしくはホームページをご確認ください

<https://hkd2023kosodate-ouen.jp>

## ●申請方法

**電子申請または郵送申請** ※送料がかからず、お問い合わせや書類の追加提出等がスムーズな電子申請をおすすめします

### ■提出書類

#### ①申請書

#### ②本人確認書類

申請書に記載された全員分の「氏名」、「生年月日」、「現住所」の全てが確認できる書類の写し

●住民票 ●健康保険証 ●マイナンバーカード(表面のみ) ●運転免許証(表裏) ●母子健康手帳 等

※審査過程で確認が必要となった場合は、別途追加書類を求める場合があります

※健康保険証等を本人確認書類にする場合は、保険者番号などをマスキングしていただく必要があります

### ■支給対象

申請日において次のいずれかに該当

#### 1.道内で対象児童と同居している世帯



#### 2.道内で対象児童だけで構成する世帯



#### 3.保護者は道内に在住し、道外で対象児童だけで構成する世帯



### ■家族構成による支給事例

| 世帯パターン                  | 申請<br>手続者 | 支給数 | 備考                                                               |
|-------------------------|-----------|-----|------------------------------------------------------------------|
| ① 保護者と児童が<br>道内で同居      | 保護者       | 1   | 児童が何人いても1世帯あたりの支給数は1つ。                                           |
| ② ア.同居児童はなし、<br>別居児童がいる | 児童        | 1   | 保護者と児童のみの2世帯あるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童世帯分のみを別居児童が保護者に支給される。        |
| イ.児童がそれぞれ<br>別居している場合   | 児童A       | 1   |                                                                  |
|                         | 児童B       | 1   |                                                                  |
|                         | また、保護者    | 2   | 保護者と児童のみの3世帯あるが、保護者世帯には児童がいないため、別居児童Aと児童Bにそれぞれ1つずつか、保護者に2つ支給される。 |

| 世帯パターン             | 申請<br>手続者 | 支給数 | 備考                                                     |
|--------------------|-----------|-----|--------------------------------------------------------|
| ② 保護者と児童が<br>道内で別居 | 保護者       | 1   | 「保護者と児童A」と「児童B」の2世帯を対象に、保護者と児童Bにそれぞれ1つずつか、保護者に2つ支給される。 |
|                    | 児童B       | 1   |                                                        |
|                    | また、保護者    | 2   |                                                        |
| ③ 道外 道内            | 児童B       | 1   | 道内に在住の児童B世帯と児童C世帯にそれぞれ1つずつ支給される。                       |
|                    | 児童C       | 1   |                                                        |
| ④ 道外 道内            | 保護者       | 1   | 支給品の送付先は道内に限るため、道外別居児童世帯分が道内に在住の保護者に1つ支給される。           |

## ●注意事項

- (1) 支給品は原則申請手続者の住所へ送付いたします。
- (2) 申請期限を過ぎたものはいかなる理由でも受け付けることができませんのでご注意ください。
- (3) 支給決定後に、偽りその他の不正な手段により支給を受けたことや支給品を他人に交換・売却し利益を得たことなどが判明した場合は、支給決定を取り消し、事務局の提示する返還方法に応じ速やかに返還していただきます。
- (4) 支給品が申請した住所に到達しなかった場合は、再送付は一度限りとし、再度到達しなかった場合は、当該申請を取り下げたものとみなします。
- (5) 申請が重複した場合は、原則として先に申請があった申請手続者に支給します。子育て世帯を応援するという事業の趣旨を踏まえ、受け取った支給品は、対象児童のためにご活用いただきますようお願いいたします。

## ～児童手当制度のお知らせ～

1. 支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

| 児童の年齢            | 児童手当の額<br>(1人当たり月額)           |
|------------------|-------------------------------|
| 3歳未満             | 一律 15,000 円                   |
| 3歳以上<br>(小学校修了前) | 10,000 円<br>(第3子以降は 15,000 円) |
| 中学生              | 一律 10,000 円                   |

※児童を養育している方の所得が下記表の①以上②未満の場合、特例給付として月額一律5,000円を支給します。所得が②以上の場合、児童手当及び特例給付は支給されませんので、ご注意ください。

※「第3子以降」とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

| 扶養親族等の数<br>(カッコ内は例)          | ①所得制限限度額    |                | ②所得上限限度額    |                |
|------------------------------|-------------|----------------|-------------|----------------|
|                              | 所得額<br>(万円) | 収入額の目安<br>(万円) | 所得額<br>(万円) | 収入額の目安<br>(万円) |
| 0人(前年末に児童が生まれていない場合等)        | 622         | 833.3          | 858         | 1,071          |
| 1人(児童1人の場合等)                 | 660         | 875.6          | 896         | 1,124          |
| 2人(児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 698         | 917.8          | 934         | 1,162          |
| 3人(児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 736         | 960            | 972         | 1,200          |
| 4人(児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 774         | 1,002          | 1,010       | 1,238          |
| 5人(児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合等) | 812         | 1,040          | 1,048       | 1,276          |

3. 支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

## ◆児童手当制度では、以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します  
(留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります)。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方(父母指定者)に支給します。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
- 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

## 手続きの方法は…

## 1、はじめに行うこと

## ●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること(申請)が必要です(公務員の場合は勤務先に)。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。

申請はお早めをお願いします。

## 【認定請求に必要な添付書類】

○請求者が被用者(会社員など)の場合 → 健康保険被保険者証の写しなど

○令和5年5月以降令和6年4月までに認定請求をする方で、令和5年1月1日に今の市区町村に住民票のない方  
→ 前住所地の市区町村長が発行する児童手当用所得証明書(令和4年分)

この他にも、**請求者名義の金融機関の口座番号がわかるもの**など、必要に応じて提出していただく書類があります。 ※認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

## ■ 申請は、出生や転入から15日以内に! ■

### 15 日特例

児童手当等は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります

ただし、誕生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。

申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

### 1. お子さんが生まれたとき

**出生の日の翌日から15日以内に、現住所の市区町村に申請が必要です!**

※里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく!

### 2. 他の市区町村に住所が変わったとき

**転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です!**

## ■ 公務員の場合 ■

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合は、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合 ○退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 2. 続けて手当を受ける場合

### ●現況届（令和4年から提出は不要となりました。）

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件（児童の監督や保護、生計同一関係など）を満たしているかどうかを確認するためのものです。

令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出は不要となりました。

**ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。**

- ①配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が幌加内町と異なる方
- ②支給要件児童の戸籍や住民票がない方 ③離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④法人である未成年後見人、施設等の受給者の方 ⑤その他、幌加内町から提出の案内があった方

## 3. 児童手当・特例給付の支給事由が消滅した後に、所得上限限度額を下回った場合

以下の方で6月以降に所得が上限限度額未満となった場合、改めて認定請求書の提出が必要となりますので、ご注意ください。

・昨年児童の出生等で一度児童手当等の認定請求を行ったが、所得が所得上限限度額を超えたことにより認定却下された方

・昨年の現況確認により一度所得が所得上限限度額を上回り、児童手当・特例給付の支給事由が消滅した方

※上記いずれの場合も、6月以降に町道民税決定通知書などにより所得上限限度額を下回ることとなった事実を知った日の翌日から15日以内に認定請求を行った場合には、6月分から支給することとなります。

## 4. 以下の1～4に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

1. 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
2. 同じ市区町村の中で住所が変わったとき、または養育している児童の住所が変わったとき
3. 受給者の方または養育している児童の名前が変わったとき
4. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

## 【お問い合わせ】

保健福祉課しあわせ福祉係 ☎0165-35-3090

## 士別警察署かわら版

## 薬物乱用の防止

薬物、ダメ。ゼッタイ。

覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、身体や精神がボロボロになり、記憶障害や人格変化により以前と同様の生活が続けることができなくなるばかりか、場合によっては死に至ることもあります。

また、薬物乱用は周囲の大切な人を巻き込むこととなるだけでなく、幻覚や妄想による殺人、薬物の購入代金欲しさによる強盗や窃盗、重大な交通事故など取り返しのつかない事件につながるおそれがあり、社会全体に被害を与えます。

北海道警察では関係機関とも連携しつつ、薬物乱用者の取締りを行うとともに薬物密輸の阻止や密売組織の壊滅を推進し、全力を挙げて違法薬物の絶無を図っています。

昨今、SNS等において、依存性や危険性はないというような誤った情報が見受けられますが、一度でも違法薬物に手を出してしまうと、その強い依存性によって、自分の意思では止めることができなくなります。

もし違法薬物を勧められたり、誘われるようなことがあれば、キッパリと断り、その場を離れることが大切です。

薬物に関してのご相談は、最寄りの警察署までお寄せ下さい。

## 二輪車の交通事故防止

運転は ゆとりとマナーの 二刀流

## ○ 交通ルール・マナーの遵守

スピードの出し過ぎは、カーブで曲がりきれずに路外逸脱事故などに繋がるおそれがあり、無理な追越しは正面衝突を引き起こす要因になります。また、ちょっとした路面の変化によりバランスを崩し、転倒してしまうおそれがあるので、交通ルールやマナーをしっかり守りましょう。

また、バイクは車体が小さく、他の車のドライバーからは、ミラー等の死角になって見落とされたり、距離感や速度感覚がわかりにくく、交通事故当事車両になるケースがあります。運転する際には、前の車両とは車間距離をしっかりととり、自動車の死角にならないよう走行しましょう。

## ○ ゆとりをもったツーリング

バイク仲間とツーリング中に、自分の遅れを取り戻そうと無理な運転をして交通事故を起こすことが考えられます。

仲間とツーリングをする際には、仲間同士でゆとりをもった計画を立てることや、仲間から離れてしまった場合の集合場所をあらかじめ決めておくことが大切です。

問い合わせは士別警察署まで。

士別警察署 (代)23-0110

## 生活・仕事相談会を実施します

生活や仕事に関する悩みごと、困りごとについてご相談ください。(お金、家族、人との関係のことなど)【事前に予約が必要です】

## ○ 開催日

令和5年6月20日(火)、7月18日(火)、8月21日(月)  
9月19日(火)、10月17日(火)、11月21日(火)  
12月19日(火)

令和6年1月16日(火)、2月20日(火)、3月19日(火)

○ 開催時間 ①13:00～13:50 ②14:00～14:50

○ 開催場所 保健福祉総合センター「アルク」

○ 申込方法 開催日前日の午後3時までに電話、FAX、メールで予約してください。

## ○ 申込先

自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」  
〒078-8231 旭川市豊岡1条2丁目1-16  
☎0166-38-8800 FAX0166-33-0021  
メールアドレス anshin@kamikawa19.hokkaido.jp

○ その他 問い合わせについては、自立相談支援事業所「かみかわ生活あんしんセンター」までお願いします。

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 令和5年度の保険料等について ～

### 7月に保険料額をお知らせします

令和5年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

### ◆ 保険料の計算方法

|                              |   |                                                     |   |                                       |
|------------------------------|---|-----------------------------------------------------|---|---------------------------------------|
| 均等割<br>【1人当たり保険料】<br>51,892円 | + | 所得割<br>【本人の所得に応じた額】<br>(令和4年中の所得-最大 43 万円) × 10.98% | = | 1年間の保険料<br>【限度額 66 万円】<br>(100 円未満切捨) |
|------------------------------|---|-----------------------------------------------------|---|---------------------------------------|

- 1年間の保険料の上限額は、66万円になります。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※ 「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。
- ※ 前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

### ◆ 均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。  
被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。  
昭和33年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

| 対象者の所得要件<br>(世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)                 | 均等割の軽減割合<br>令和5年度 |
|-------------------------------------------------------|-------------------|
| 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)                          | 7割                |
| 43万円 + (29万円 × 世帯の被保険者数)<br>+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)   | 5割                |
| 43万円 + (53万5千円 × 世帯の被保険者数)<br>+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) | 2割                |

- ※ 給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。
- ・ 給与等の収入金額が55万円を超える方
  - ・ 公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

### ◆ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は幌加内町住民課住民係へご相談ください。  
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な場合は、保険料の減免を受けられる場合があります。

#### 【お問い合わせ】

幌加内町役場住民課住民係

〒074-0492 雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 ☎0165-35-2124

北海道後期高齢者医療広域連合

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目国保会館6階 ☎011-290-5601

## 令和5年度自衛官候補生募集

### ● 自衛官候補生

資格：日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女

受付期間：年間を通じて受付を行っております。

試験期日：7月9日（日）・10日（月）のいずれか1日（来月以降の試験日につきましては別途お知らせします。

試験会場：陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

※ コロナ等の状況により、変更や延期となる場合があります。

#### 【お問い合わせ】

自衛隊旭川地方協力本部 南地区隊 ☎0166-55-0100



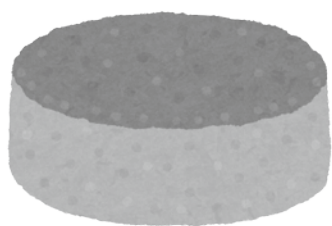


# 農業センター君

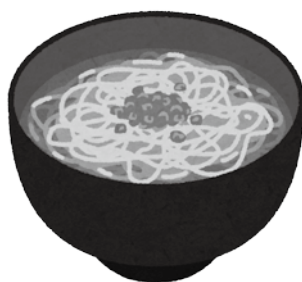


## 小麦のお話

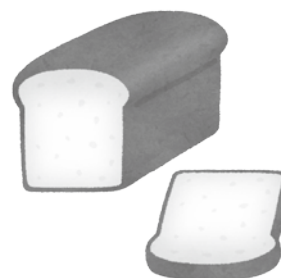
食品で頻繁に使われるのものに「小麦粉」があります。元になる小麦は幌加内でも作付けされています。秋まき小麦で品種は「きたほなみ」といい、「日本麺」（うどん、そうめん等）に向く品種です。小麦は春まきと秋まきがあり、それぞれ数品種ありますが、品種ごとに「硬質小麦」「中間質小麦」「軟質小麦」に分類され用途が違います。製粉の段階で用途を分けるのではなく、品種の段階で用途が決まります。硬質小麦は「強力粉」、軟質小麦は「薄力粉」中間質は「中力粉」になります。もともと国内で作られている品種は「軟質小麦」が主流で、パスタやパンに向く「硬質小麦」は輸入が主体でした。国内で作られている品種や生産量は増えています。



【スポンジケーキ】（薄力粉）



【そうめん】（中力粉）



【食パン】（強力粉）

※ちょっと厄介なのが..

小麦は粉にして水と混ぜると「グルテン」という成分が作られます。これはうどんのもっちり感やケーキのふわふわ感の元となる重要な成分です。ただこの成分は人によってアレルギーを起こす元にもなります。水と混ぜてこねなければいいのですが、それをしないと食品や料理ができませんね。



## ～・～・～・～・～ 農業技術センター 6月の予定表 ～・～・～・～・～

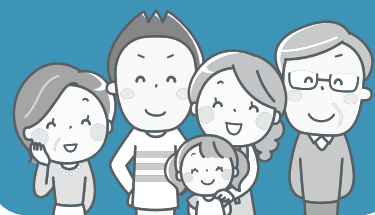
| 試験圃・研修圃等の作業 |                        | 左以外の業務                               |
|-------------|------------------------|--------------------------------------|
| 6月上旬        | さつまいも植えつけ<br>ほろみのり原種播種 | シャクヤク中耕                              |
| 6月上旬<br>～中旬 | 落花生植えつけ<br>雑穀播種        | ソバ施肥試験設置（一般圃）<br>ソバ畦幅試験設置（Ⅱ）播種時期調査準備 |
| 6月上旬<br>～下旬 | ソバ播種時期調査圃設置            | 土壌分析・診断                              |



5月号に掲載した農業技術センターの電話番号に誤りがありました。正しくは、「35-2604」です。

# 付加保険料の 納付のご案内

## 年金だより



国民年金第1号被保険者ならびに任意加入被保険者は、定額保険料に付加保険料を上乗せして納めることで、受給する年金額を増やせます。

【定額保険料】令和5年度：月額16,520円

### 1. 納めることができる方

国民年金第1号被保険者

任意加入被保険者（65歳以上の方を除く）

※農業者年金に加入している被保険者は、付加保険料納付該当届の提出が必要です。

### 2. 付加保険料の月額

400円

### 3. お申し込み先

市（区）役所及び町村役場の窓口またはお近くの年金事務所



### 4. 付加年金額

付加年金額（年額）は、「200円×付加保険料納付月数」で計算し、2年以上受け取ると支払った付加保険料以上の年金が受け取れます。

例えば、20歳から60歳までの40年間付加保険料を納めていた場合の年金額は次のとおりとなります。

200円 × 480月（40年）＝ 96,000円（年額）が付加年金額として老齢基礎年金に上乗せされます。

795,000 + 96,000 = 891,000円（年額）

（毎月の定額保険料（令和5年度：16,520円）を

40年間納めた場合の老齢基礎年金額⇒795,000円※令和5年度時点の金額）

### 5. 納めていただく際、次の点に注意してください。

1. 付加保険料の納付は、申出月からの開始となります。

※農業者年金に加入している被保険者は、加入した月からの開始となります。

2. 付加保険料の納期限は、翌月末日（納期限）と定められています。

月末が土曜日、日曜日、休日等に当たる場合及び年末の納期限は、翌月最初の金融機関等の営業日となります。

3. 国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納めることはできません。

詳しくは、お近くの年金事務所または役場住民課住民係(35-2124)へお問い合わせください。

梶加内町は旭川年金事務所の管轄区域です。

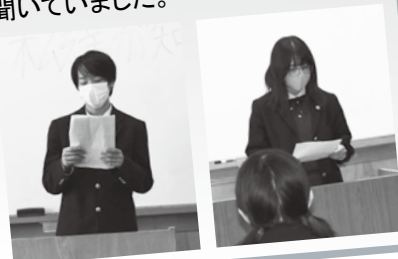
住所：〒070-8505 旭川市宮下通り2-1954-2 TEL：0166-25-5606（自動音声案内）



とれたて  
**新鮮! 幌高**

~Best Shot!~

**4月20日 クラス別意見発表会**  
それぞれ自分の考えをまとめ緊張しながらも前に立ち堂々と発表!  
クラスの間も真剣な顔で話を聞いていました。



**4月11日 入寮生歓迎会**  
学校が終わった後、寮生は寮の食堂に集合!寮役員が用意した催し物と食事で親交を深めました。



**4月28日 農生会総会**  
議長選出後、各委員長が活動目標や活動計画を全校生徒に発表しました。質疑応答にも的確に答え、有意義な話し合いとなりました。



### Best Shot! 今月の写真

4月29日PTA総会・授業参観がありました。

1年生はそば打ちを保護者の前で初めて披露しました!

授業で2回しか打っていませんが形になっていました。

不慣れながらも一生懸命頑張っていました。

7月にはそば段位認定会があるので、練習をたくさんして段位を取れるように頑張っていきましょう!



### This Month 6月のできごと

- 6日 朝会・頭髪服装検査
- 17日 全道定通体連
- 24日 校内技術競技大会
- 26日 職場体験報告会
- 29日 北連意見発表大会(遠別)(30日まで)

### Next Month 7月の予定

- 8日 そば道段位認定会(初・二段)
- 9日 そば道段位認定講習会(三段)
- 22日 幌高商店会夏の市
- 27日 夏季休業前集会

## 令和5年度スポーツ講習会 「テニス教室」

- 【日 時】 6月29日(木)・7月6日(木)・13日(木)  
 【場 所】 山村広場テニスコート  
 ※予備日 7月20日(木)  
 18:00～20:00 (2時間)  
 【対 象】 高校生以上の町民(12名程度)  
 【入場料】 200円/1回  
 【持ち物】 運動靴・タオル・飲み物  
 その他各自必要と思われるもの  
 【講 師】 テニスパークジョイ インストラクター  
 【申し込み】 6月19日(月)までに  
 電話又は直接教育委員会社会教育係までお申  
 し込みください。  
 【お問合せ】 教育委員会社会教育係  
 ☎ 35-2177



## 芸術鑑賞会 フィジカルコメディ舞台 「ケッチスケッチ」

- 【日 時】 7月14日(金)  
 開場 18:00 開演 18:30  
 【場 所】 生涯学習センター「ふれあいホール」  
 【出演者】 ケッチ(元がーまるちょぼの赤モヒカン)  
 【入場料】 大人 2,000円・小中高生 500円  
 未就学児 無料(※3歳以下入場不可)  
 【主 催】 幌加内町文化連盟  
 公益社団法人全国公立文化施設協会  
 北海道新聞社  
 【共 催】 公益財団法人北海道文化財団  
 【後 援】 北海道、幌加内町教育委員会  
 【協 力】 一般社団法人舞台芸術共同企画  
 「公文協アートキャラバン事業  
 劇場へ行こう3」参加事業  
 【助 成】 文化庁文化芸術振興費補助金  
 (統括団体による文化芸術需要回復・地域活  
 性化事業(アートキャラバン2))  
 独立行政法人日本芸術文化振興会



## 図書室だより



### 今月のあたらしい本

#### ●キツネ狩り

寺島 曜/著 新潮社

目の前に犯人がいるのに逮捕できない一大胆不敵な新警察小説、誕生。3年前のバイク事故で右眼を失明した尾崎冴子は、訪れた事故現場でその一部始終を目撃する。以来、尾崎の右眼は3年前の光景を映すようになった。それを知った所長の深澤は尾崎の信頼する弓削警部補と共に、未解決一家四人殺人事件の再調査に乗り出すがー。

選考委員全会一致の第9回新潮ミステリー大賞受賞作。



#### ●オール・ノット

柚木麻子/著 講談社

友達もいない、恋人もいない、将来の希望なんてもったない。貧困にあえぐ苦学生の実央が出会ったのは、かつて栄華を誇った山戸家の生き残り・四葉。「ちゃんとした人にはたった一度の失敗も許されないなんて、そんなおかしい」

彼女に託された1つの魔法石が、真央の人生を変えていく。

#### ●はるか、ブレーメン

重松清/著 幻冬舎

私を捨てた“お母さん”の走馬灯には、何が映っているのだろう。人生の思い出をめぐる、謎めいた旅行会社に誘われた16歳の少女のひと夏の物語。小川遥香、16歳。3歳で母に捨てられた彼女は、育ての親である祖母も失くし、真正正銘のひとりぼっちだ。そんな彼女が出会ったのが走馬灯を描く旅をアテンドする〈ブレーメン・ツアーズ〉。お調子者の幼馴染、ナンユウとともに手伝うことに。認知症を患った老夫婦が、息子に絶対に言えなかった秘密。ナンユウの父が秘めていた、早世した息子への想い。様々な思い出を見た彼女は、人の記憶の奥深さを知る。そんな折、顔も覚えていない母から「会いたい」と連絡が来るのだが…。私たちの仕事は走馬灯の絵を描くことだ。それは、人生の最後に感じるなつかしさを決めるということでもある。

## 生涯学習カレンダー

|    |              |       |
|----|--------------|-------|
| 6月 | 7日(水)・14日(水) | 英会話教室 |
|    | 29日(木)       | テニス教室 |

# 議会だより

No.218

編集：議会広報特別委員会

## 令和5年 第1回定例会

(3月3日・7日・9日)

3月3日・7日・9日に開催され、議案22件、報告2件、承認1件、動議1件、発議1件が提出され原案のとおり決定した。

教育長の行政報告がありました。概要についてお知らせします。

### 教育長行政報告

○「幌加内高等学校での地域留学推進のための高校魅力化支援事業」について

地域留学第3期生の応募事務が12月に締め切られ、幌加内高等学校には関東及び東海地方に住所を有している女子2名からの応募があった。その後、幌加内高等学校において受け入れに関する検査等を踏まえ、応募者2名全員について地域留学を承諾する決定を行い、それぞれの生徒の在籍校に通知をし、本人及び保護者の意思確認を経て2名の生徒が留学確定となった。

今後については、4月から幌加内高等学校の第2学年で1年間の地域留学生活を始める予定となっており、校長先生をはじめ



め、諸先生方の協力を得ながら地域留学生の受け入れ準備に万全を図っていく。

### 承認

○令和4年度幌加内町一般会計補正予算(第6号)

◎ふるさと納税謝品、ふるさと納税代行業務委託料、ふるさと納税公金支払システム利用料等の増額により917万2000円を追加し、総額43億4163万7000円を補正。

### 補正予算

○令和4年度幌加内町一般会計補正予算(第7号)

◎冬期生活除雪支援事業補助金、地域おこし協力隊備品購入費、高齢者生活福祉センター運営業務委託料、出産・子育て応援給付金、環境保全型農業直接支払交付金、農業後継者交流会補助金、道営幌加内北部地区担い手育成型基盤整備事業負担金、交流プラザ1階トイレ洋式化工事、プレミアム付商品券発行補助金、イベント協賛交付金、橋梁点検業務委託料、橋梁補修工事、土別地方消防事務組合負担金、ICT教育推進振興補助金、調理業務委託料、学校見学会実施業務委託料等の増減により、5722万円を減額し、総額42億8441万7000円とした。

○令和4年度幌加内町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

◎一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費、特定健診診査委託料、がん検診業務委託料等の減額により、420万8000円を減額し、総額1億6850万2000円とした。



○令和4年度幌加内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

◎保険料等負担金の減額により263万円を減額し、総額2992万1000円とした。

○令和4年度幌加内町介護保険特別会計補正予算(第3号)

◎主治医意見書作成委託料、居宅サービス給付費、施設サービス給付費、生活支援体制整備事業活動業務委託料等の増減により315万7000円を増額し、総額1億9852万9000円とした。

## 条例制定

○幌加内町個人情報保護に関する法律施行条例

○令和3年5月、法改正後の個人情報保護に関する法律が、国の行政機関、独立行政法人等、民間、地方公共団体を対象とした個人情報保護制度が全国共通ルールとされたことにより、改正法の制度の運用を行うため、現行の幌加内町個人情報保護条例を廃止し、新たに条例を制定するもの。

○幌加内町情報公開・個人情報保護審査会条例

○幌加内町個人情報保護に関する法律施行条例の制定により、幌加内町個人情報保護条例が廃止されることから、現行の幌加内町情報公開・個人情報保護審査会条例を廃止し、審査会の調査審議に必要な規定等を定めるため新たに制定するもの。



○職員の降給に関する条例について

○令和5年4月1日から地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、定年が段階的に引き上げられることに伴い、管理監督職務上限年齢制や60歳に達した職員の給料7割措置の開始により、本人の意に反する降給が発生することから、職員の降給に関する条例を制定するもの。

## 条例改正

○幌加内町情報公開条例の一部を改正する条例

○令和3年5月に個人情報保護法が改正されたことに伴い、法改正後の個人情報保護制度と、現行の幌加内町情報公開条例に基づき情報公開制度との均衡を確保するため条例の一部改正。

○幌加内町公の施設の指定管理者の指定の手續き等に関する条例の一部を改正する条例

○指定管理者が持つ保有個人情報の適切な管理について法に基づき条例を整理するため一部改正。

○職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○職員の定年引き上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、60歳を超える職員の給与を60歳時の7割水準に改めることから条例の一部改正。

○地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○令和5年4月1日から地方公務員法の一部を改正する法律が施行され、定年が段階的に引き上げられることに伴い、関係する条例の一部改正。

○幌加内町非常勤特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

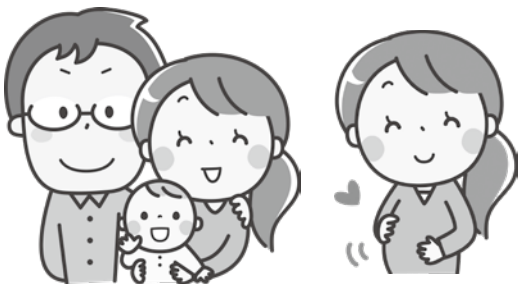
○地区人口の減少、高齢化による推進員のなり手不足や活動の縮小、主な活動となる健診対象者調査がコロナ禍のため地区住民との対話形式から調査票の配布のみとなり、健康の保持増進を積極的に推進することが難しくなってきたことから「健康づくり推進員」を廃止するため、条例の一部改正。

○幌加内町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

○一人世帯及び2人世帯が年々増加傾向にあることを鑑み、町民の利便性、リサイクルの普及を図ることから資源ごみ袋の45リットルを新たに追加することに伴い条例の一部改正。

○幌加内町国民健康保険条例の一部を改正する条例

○令和5年4月から出産育児一時金が全国一律で50万円に引き上げられることから、総支給額を50万円に引き上げることに伴い条例の一部改正。



## 条例廃止

○職員の再任用に関する条例を廃止する条例

○令和5年4月1日から段階的に職員の定年延長が開始されることに伴い、令和13年度の最終移行まで暫定再任用制度の扱いに規定されることから条例を廃止するもの。

## 発議

○幌加内町議会の個人情報の保護に関する条例

○令和3年5月12日に可決、成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」で追加される、個人情報の保護に関する法律で地方公共団体の機関において「議会を除く」と規定され、新たに制定される幌加内町個人情報の保護に関する法律施行条例も同様の規定となっていることから、議会として個人情報の適切な取扱いが図られる事が望まれ、個人情報の保護に関する法律の共通ルールに沿った条例を新たに制定した。

## 一般質問



藤井議員

### Q 今後の空き家の使用について

A 北海道「空き家情報バンク」を活用して、情報提供を行っていききたい

事前の説明会で、移住希望者があり、空き家バンクを調査及び検討しているとの説明があった。

現在、幌加内町での空き家数、また今後の空き家の利用について伺いたい。

答弁 町長

A 町内の空き家の件数について、昔は、居住として使用していたのが約97戸あり、これらは、農機具の納屋や倉庫などに使用するため内部改修されているものが含まれている。

このうち比較的状态が良く住めそうな家屋は10戸程度と見込んでいる。

現在、町内の空き家の情報については、北海道が運営をしている「北海道空き家情報バンク」に登録をして全国に情報提供をしている。これは、所有者から売買等の希望があった情報を、空き家の利用を希望する方に提供する取り組みで、町内では過去10年間で2件の登録実績があった。内1件は、町外者で休日滞在用の住宅として売買しており、もう1件は、冬の維持管理が難しく、登録後、解体されており現在は登録が無い状況である。



Q 住めそうな家屋が10戸程度との事だが、希望者の中には見に来ている方もいるのか。

答弁 町長

A 幌加内町に移住を希望しても、住むところがないと実現しない。個人的に情報を集めてくる方や役場を介しての方など様々である。空き家の所有者と交渉を行ってもらうなどの斡旋等は行っているが、役場が空き家を所有して活用を行うことは現在行っておらず、今後も考えてはいない。

Q 移住を希望している方は、沼牛地区にある「お試し住宅」を試した方だと思われるが、「お試し住宅」を他の地区に拡充する予定はないのか。

答弁 町長

A 町としては、所有者の希望により北海道「空き家情報バンク」を活用して登録、情報提供を行っていききたいと考えている。また、情報を集約したく移住希望者や住民にも有効活用を図り新たに「幌加内町空き家、空き地バンク設置要綱」

を設置した。これらを有効活用して、住民周知も進めていきかと考えている。

また、「お試し住宅」は沼牛地区に1棟あるが、令和4年度はコロナの関係もあり利用が低調でみでクローズしていた時期もあったが、2件で3名の方の利用実績があった。沼牛地区以外の予定としては、幌加内地区の教員住宅、あるいは朱鞠内地区で山村留学用に住宅を整備しているが、現在は使用されていない。空いている住宅を更に汎用化して自由に活用できるような検討を進めていく。



「お試し住宅」(沼牛)

## ●議会事務局からのお願い●

議長宛の文書や案内状は、議長公務の日程を調整する必要がありますので、直接議会事務局へ送付願います。

(送付先) 〒074-0492 北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 4699 番地  
幌加内町議会事務局宛

## 一般質問



中川議員

### Q 新型コロナの今後の感染症対策について

A 今後も対策を取りながら、国・道の対応状況を注視し必要な対策を考慮していく

Q 新型コロナの今後の感染症対策について伺いたい。

1 点目、マスクの着用について、3月13日から原則個人の判断とされ、各学校の卒業式などは先行実施されている状況にある。高齢者や持病を持つ方からは、「本場にマスクの着用をフリーにして大丈夫なのか。」と不安の声も上がっている。様々な職場や事業所などでマスクの着用について検討されており、

これまでのように強制にはならないと思われるが、マスクの着用と手指消毒については、当分の間は行政側としても奨励すべきではないかと考える。

2 点目、検査体制について、感染拡大防止の対策としては、早期の発見と隔離、経過観察が非常に有効だと思われる。これまでは、保健所やサポートセンターが中心となり、濃厚接触者など無症状でも無料で検査を受けることが出来たが、これからは行われないうちでいる。基本的には発熱外来等で診療を受けその後の措置を受けるべきだと思いが、診療所の負担を考えると今まで町でも実施していた、抗原検査キットを常備して必要な方がいつでも検査を受けられる体制をしばらくは維持してもらいたいと考える。

3 点目、医療機関へのアクセスについて、初期あるいは軽症患者の診察、治療については、今までどおり幌加内診療所で可能と思われるが、重症な患者や入院治療が必要と判断された場合、他の医療機関、近辺だと旭川市や深川市等になると思うが、他の医療機関へのアクセスが患者任せになる可能性がある

と思われる、どこの病院を選ぶのか患者の中ではなかなか難しいと思う。これまでは保健所等が中心になって指導をして入院先の病院等も手配をしていたようだが、本町の診療所だけでは大変な面もあると思われることから、体制を今までどおり維持することにはならないのか。

4 点目、学校や保育所対策について、学校のコロナ対策として新聞に全熱換気型換気扇や空気清浄機の活用が有効であるとの実証実験の結果が掲載されており、そのような機器の利用、活用もコロナ対策として考えられる。病院の待合室にも空気清浄機などが設置されている例も多々見受けられる。

新型コロナの主要な感染経路が空気感染であると考えれば、換気が効果的な対策だと思う。特に冬場、寒冷地だと自然換気や通気は非常に限られたものになることから、これらの機器の導入、活用についても積極的に検討をしてほしい。

今、町として取るべき感染対策について明らかにしてほしい。

## 答弁 町長

A

1 点目のマスク着用について、国、道とも「マスク着用は個人の判断、選択」として周囲に配慮しながら、病院へ行くとき、高齢者施設などへ行くとき、混雑した乗り物の中では、感染を広げないようにマスク着用を促しているところである。本町においても各事業所の判断に任せながら、町民の皆さんに対してマスク着用の奨励までは行わない考えである。しかし、役場においては、執務中のマスク着用は当分の間継続するとしたところである。

また、診療所、保健福祉課が併設しているアルクの部分は、高齢者施設もあることから、それぞれの範囲で対応してもらいたいと考えている。5月8日から予定されている、2類から5類へ分類が変わった場合には、国または道からの指示によりマスク着用を含め判断したいと考えたい。しかし、今後、変異株の発生による感染が再拡大した場合には、マスク着用を奨励するなど対策をしていく。

2 点目の抗原検査キットについては、本町でも早くから無償で町民に配布をしているところ

であり、まだ抗原検査キットの在庫が約320個あり、活用することとしている。新年度予算でも、自宅待機の場合の支援物資を今までの実績からみて15世帯分を町独自で確保することとしている。また、各学校には、抗原検査キットを設置している状況であり、都度、買い足していく考えである。特に本町には市販の薬局がないこともあり、感染状況を見ながら対応していく。

3 点目の医療機関へのアクセス、初期の判断治療について、少なくとも幌加内診療所を受診した場合には、従来通り入院調整を含めて行っていく。コロナに関わらず他の疾病に対しても、患者の状態を見ながら入院調整は診療所の方で行っている、これについては見地していくと所長とも打ち合わせをしているところである。

保健所の対応については、今後の対応方針が出ていないことから答弁を控えます。学校、保育所関係について、これまで教室の換気を行うことを目的に網戸の整備や空気洗浄機及び扇風機の導入を行い、併せて換気状況を図るため二酸化炭素濃度計

を設置しており、先生方からも特に要望がないことから、ある程度、十分な対策が整えられていると考える。入学式を含め、4月1日以降の学校教育活動におけるマスク着用の考え方など国から示される予定であり、文部科学省や北海道教育委員会の通知に基づきながら、安心安全な学校生活確保に取り組んでいく。また、保育所、学童保育所の対策については、令和3年度の国及び道の補助金、交付金事業により双葉保育園で空気清浄機2台、F F式温風暖房機2台、掃除機1台を購入しており、学童保育所においても同様に空気清浄機2台、F F式床暖ストーブ1台、掃除機1台を購入し、更に学童保育所では令和4年度の交付金事業により換気付きエアコン1台の設置を行っており、感染症対策のみならず、夏場の熱中症対策として児童の安全確保と環境の充実を図ったところである。

が打ち出されている。今後国、道の対応状況を注視し、町民の皆さんが、安心して日々過ごせるような必要な対策を考慮していく。



今後の対策については、今までの対策の対応を取りながら5月8日の分類変更後も、3月3日の報道にもあったが、高齢者の療養対策として、介護施設の療養について国の支援継続など

3点目の医療機関へのアクセスについて、今までは診療所に受診して、他の病気でももっと高度な治療や入院処置が必要となった場合は、医師の紹介状でそれぞれの病院に配置されていたと思う。

感染症の分類が2類から5類に下がることで今までコロナの対応をしてこなかった病院も対応できる、間口が広がるので良いのではないかなど政府の見解

もあるが、現在の状況ではどこかの病院でもコロナ患者を受け入れられる体制になっていないと思う。今までは旭川市の3つの病院が高度で専門的な治療にあたっていたと思うが、それ以外の病院については情報も何もなく、病院に行っても治療を受けられるのかわからない。その辺の連携や情報交換を診療所の先生だけに任じて良いのか。

町長

A 幌加内診療所に受診に来た重篤な患者

については、コロナに限らず医師の判断において転送搬送で他の病院に移ってもらいたい治療をしてもらう。この流れは本町と他の医療機関の信頼関係は構築できると思っている。

コロナに感染をして自宅療養もできなく、転移するとなつた時に、旭川市内では、現在限られた病床しかない。しかし、普通の診療所、今までコロナを拒ん

でいたような診療所や医療機関も普通の患者と同じように診療をしないといけないと思うが、旭川市や医師会がどのように判断するのか、医師会に対して行政がお願いをしていくようになると思われることから、状況をみながら判断していきたい。



## 議会の様子をホームページで見ることができます！

議員の活動や広報など掲載しています。  
議会ページは町ホームページから見るができます。

## 議会日誌 12～3月

### 12月

- 9日 第4回定例会（幌加内）
- 18日 第2師団第47回定期演奏会（旭川市）
- 25日 深川市長当選祝い（深川市）
- 26日 士別地方消防事務組合議会第2回定例会（士別市）
- 28日 3町広域振興協議会 町長・議長会議（沼田町）

### 1月

- 8日 令和5年「二十歳を祝う会」（幌加内）  
消防出初式（幌加内）
- 9日 朱鞠内湖安全祈願祭（朱鞠内）
- 20日 議員協議会（幌加内）
- 21日 北口ゆうこう道議と語る新春の集い（士別市）
- 24日 地域みらい留学先進地視察訪問報告会（幌加内）
- 25日 上川町村議会議長会役員会（旭川市）
- 28日 自由民主党士別支部政経セミナー（士別市）

30日 議会広報特別委員会（幌加内）

31日～2月1日

上川北部市町村議会議長会1月定例会  
（音威子府村）

### 2月

- 8日 上川教育研修センター組合議会第1回定例会（旭川市）
- 15日 土地改良事業推進協議会（幌加内）  
観光庁看板商品創出事業シンポジウム（幌加内）
- 17日 令和5年士別地区交通安全祈願祭（士別市）
- 18日 北口ゆうこう連合後援会事務所開き（士別市）
- 20日 上川町村議会議長会定期総会（旭川市）
- 22日 議会運営委員会（幌加内）  
議員協議会（幌加内）

### 3月

- 1日 幌加内高等学校卒業式（幌加内）
- 1日～2日  
中央要請（東京）
- 2日 議会運営委員会（幌加内）



## ★ 議会を傍聴してみませんか ★

定例会は3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。傍聴の手続きは簡単、受付簿に「住所」「氏名」を書いていただければ結構です。

予算審査特別委員会、決算審査特別委員会は年1回開催されます。

※新型コロナウイルスの感染予防としてマスクの着用をお願いします。

### 議会 開催 時期 の

- ・第1回定例会 3月中旬
- ・予算審査特別委員会 3月中旬
- ・第2回定例会 6月中旬～下旬
- ・第3回定例会 9月中旬
- ・決算審査特別委員会 10月中旬～下旬
- ・第4回定例会 12月中旬

議会事務局／公民館3階 ☎ 0165-35-2121（内線373）

# マイナポイント 取得サポート



**マイナポイント申込期限 2023年9月末まで延長**

問い合わせ先 幌加内町役場（総務課35-2121、住民課 35-2124）

落ちていたゴミが少なく、小学生も「僕が、私が」と一生懸命にゴミを探し町中がともきれいなになりました。

子供たちや老人クラブ、婦人会らが複数の班となつて、コミュニケーションを図りながら、トンブを使い、たばこの吸殻や缶やペットボトルなどを掴み、ゴミ袋へ入れていきました。

5月18日（木）、幌加内地区、朱鞠内地区で町内合同清掃が実施され、暖かい気温の中、幌加内地区では110名ほど、朱鞠内地区では10名ほどが参加しました。

町内合同清掃で  
ゴミのないキレイな町に



## まちの人口

※4月末現在

〔世帯数〕 708世帯（前月比+10）

| 人口 | 1,298人<br>(前月比+12) |
|----|--------------------|
| 男  | 646人               |
| 女  | 652人               |

## 道の駅クーポン

せいわ温泉  
ルオント入浴料

大人 100円引き

小人 50円引き

さらに!  
スタンプ2倍

■2023年7月末迄  
■何度でも利用可

※クーポンは切り取り、ご提示ください。  
※他スタンプDay及び割引、サービスとの使用不可

幌加内町 広報ほろかない 2023年6月号 (No.810)

■発行日 令和5年6月6日 ■発行所 幌加内町（北海道雨竜郡幌加内町字幌加内 ☎0165-35-2121）

■印刷 株式会社 須田製版

※広報ほろかないは、見やすく読みやすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。UD FONT